

4月1日～ チャイルドシートの着用義務化



法律改正にともない 市では購入費の一部を助成します

四月一日から道路交通法が改正され、チャイルドシートの着用が義務化されることになりました。

市では、この改正を契機に、チャイルドシート着用の普及・促進を図り乳幼児の交通安全を側面から応援するため、六歳未満児を養育している方に対し購入費助成金を支給します。

●助成金の対象者

市内に住所を有し、チャイルドシートを市内で購入した方で、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす方。ただし、乳幼児一人に対し一回限り。

- ① 6歳未満の乳幼児（平成12年1月1日現在）を養育している方。
- ② 平成12年1月1日から平成14年12月31日までに生まれる乳児を養育する方。

●助成の期間

平成12年1月1日～

平成15年3月31日

●助成金の額

① 乳児用シートおよび幼児用シートを購入した場合・・・

三、〇〇〇円

② 学童用シートを購入した場合・・・

二、〇〇〇円

●申請手続

助成金の支給を受けようとする

方は、市民生活課または地域コミュニティセンターの窓口にて「都留市チャイルドシート購入費助成金支給申請書」（様式第1号）が用意してありますので、必要事項を記入のうえ、購入商品領収書を添えて、購入した日から1カ月以内に申請してください。

③

※チャイルドシートとは、自動車の運転者が乳幼児を乗車させる際、座席ベルトに代わる機能を果たすため座席に固定して用いる「幼児用補助装置」であって、道路運送車両法の保安基準に適合

し、かつ乳幼児の発育程度に応じた形状を有する次のものをいいます。

- ① 乳児用シートとは、身長七五センチメートル以下で体重一〇キログラム以下の乳児用に作られた幼児用装置
- ② 幼児用シートとは、概ね身長六五～一〇〇センチメートルで体重七～一八キログラムの幼児用に作られた幼児用装置
- ③ 学童用シートとは、概ね身長一三〇センチメートル以下で体重三六キログラム以下の学童用に作られた幼児用装置

様式第1号（第6条関係）

平成 年 月 日
都留市長 殿
都留市 住所
申請者 氏名
都留市 氏名
電話 氏名
チャイルドシート購入費助成金支給申請書
チャイルドシート購入費助成金の支給を受けたいので、下記のとおり申請します。

対象乳幼児氏名	生年月日	年齢	性別	備考
	平成 年 月 日	歳	男・女	
	平成 年 月 日	歳	男・女	
	平成 年 月 日	歳	男・女	

種類	商品名	数量	購入金額	助成申請額
乳児用シート		台	円	円
幼児用シート		台	円	円
学童用シート		台	円	円
合 計		台	円	円

支払先金融機関	振込先	種類	口座番号	口座名義
	銀行・金庫・信託	当座		
	市	普通		

※添付書類 購入商品の領収書（購入商品名が確認できるもの）

この申請書は、市役所の市民生活課および各地域コミュニティセンターに用意してあります。